

■浦安本町町内会 会則（平成27年4月28日 制定）

浦 安 本 町 町 内 会 会 則

平成27年4月28日制定・施行

浦安本町町内会会則

名称及び事務所

第1条 本会は浦安本町町内会と称し、事務所を本会の会長宅に置く。

目 的

第2条 本会は会員相互の親睦と連携を深め、地域の環境整備を図り、集会施設の維持管理の健全な運営のもとに、会員の福祉の増進、並びに地域の発展に寄与することをもって目的とする。

会 員

第3条 本会の会員は浦安本町（浦安本町94番地～100番地及び207番地～219番地を除く）に居住する個人をもって組織する。

2. (入会)

前項に規定する個人及び第4項で規定する各種団体で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

3. (退会等)

会員が次の各号の1に該当する場合には退会したものとする。

(1) 会員が第1項に定める区域内に住所を有しなくなったとき

(2) 会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき、及び失踪宣告等特殊事情が発生した時

4. (賛助会員)

本会の区域内に事務所を置く各種団体は賛助会員として入会することができる。

事業及び組織

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の各部を置き、それぞれの事業を行う。

1. 庶務部

会員との連絡、総会、役員会の開催、予算及び決算、各部相互並びに区域内諸団体との連絡、各種公共福祉募金、慶弔関係、公会堂管理、その他各部に属しない事業。

2. 広報部

県・市政広報紙等の配布、会の広報、連絡網の編成と運営、隣接町内会及び役所との連絡。

3. 防犯防火部

防犯灯の設置及び維持管理、防火諸設備の確保、防災・救護に関する事項、その他防犯防火に関する事項。

4. 保健衛生部

道路下水の清掃、ゴミ、資源化物、ステーションの維持管理、伝染病の予防、蚊蠅等の駆除、その他保健衛生に関する事項

5. 福利厚生部

各種レクリエーション、敬老会等福利厚生に関する事項の推進。

6. 地域活動推進部

子供会、青年団や老人会、盆踊り等地域グループの育成や活動の推進。

7. 体育部

体育活動の推進と体育グループの育成、浦安学区各種体育団体との連絡協調

8. 交通安全部

交通安全施設等の設置、交通安全週間での関係機関への協力、交通安全協会等との連携

9. 婦人部

会員相互の親睦と資質の向上、敬老会等各種行事の援助活動、地域他団体との連携

役員の選任

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副会長 3名
 - 3) 会 計 1名
 - 4) 監 査 3名
 - 5) 幹 事 10名以内
 - 6) 地区長 4名
 - 7) 班 長 各班1名
2. 会長、副会長、会計、監査、幹事は原則として改選期毎に、役員選考委員会においてこれを選考し、総会において選任する。
- 但し、役員選考の方法は別項「運用細則」による。
3. 地区長はその地区会員の互選による。
4. 班長はその班内会員の互選による。

役員の職務

第6条 会長は会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、必要により各部の事業を担当する。また会長事故あるときはその都度互選により職務を代行する。
3. 会計は会計事務を担当する。

4. 監査は財産、事業、会計、役員等、会の重要事項を監査し、必要あるときは総会に報告若しくは総会を招集することができる。
5. 幹事は会の運営事項を審議するとともに、各部事業を分担推進する。
6. 地区長は会の重要事項を審議するとともに、担当地区の運営を行う。
7. 班長は会の運営上の重要事項を審議決定するとともに、班内の運営を行う。

役員の任期

第7条 本会の役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員中、班長は班の実情により任期は一年とすることができる。
3. 役員が任期途中で辞任する場合は、後任者を補充し残任期間を務める。

委員の選任

第8条 本会に各班より前任の班長を委員として選任し、総会に出席して審議決議する。
但し、委員の任期は1年とする。

顧問・相談役

第9条 本会に必要あるときは顧問・相談役をおくことができる。

2. 顧問・相談役は総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問・相談役は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問・相談役には議決権はない。

地区及び班

第10条 本会の区域を4地区に分け、各地区は更に各班に分ける。但し、地区及び班は会の運営上必要あるときは、総会において増減することができる。

総会

第11条 本会の総会は毎年1回会長が招集して議長となる。但し、必要により他の役員より議長を選任することができる。

2. 総会は次の事項を審議決定する。
 - 1) 事業・予算・決算・会費・資産に関する件。
 - 2) 会則等規約に関する件。
 - 3) 役員選出に関する件。
 - 4) その他重要な事項。
3. 総会は役員、委員の過半数以上の出席を要し、議事は出席した班長、委員の過半数で決する。但し、可否同数のときは議長が決める。
4. 総会に出席できない役員・委員は、あらかじめ書面をもって表決する。
5. 会長、又は全会員の5分の1以上若しくは監査から請求があった場合は臨時総会を開催する。
6. 総会の議事については、議事の経過の概要及び結果について、議事録を作成す

るものとする。

7. 総会又は臨時総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容並びに日時・場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

役員会

第12条 本会の役員会は、三役会、幹事会、班長会とし必要によって会長が招集する。

2. 会議は構成役員の過半数の出席によって審議を行う。
3. 三役会は会長、副会長、会計で構成し、会の重要事項を審議する。
4. 幹事会は監査及び班長を除く役員全員で構成し、会の重要事項を審議決定し推進する。
5. 班長会は監査を除く役員で構成し、会の運営事項の審議推進を図る。

表彰

第13条 本会の表彰は、次のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 町内会役員として会の発展のために尽力し、その功績が顕著であった者。
- (2) 会の名誉となる、善行や顕著な功績があった者。

役員の解任

第14条 本会の役員が規約に違反し、あるいは役員としての体面を汚すような行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

経費

第15条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入による。

会費

第16条 本会の会費は総会で定める。

2. 会費は1世帯年額4000円、月額340円とする。但し、本会の運営上必要によって総会で変更することができる。

資産の構成

第17条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. その他の収入

会計年度

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

暫定予算

第19条 年度開始後、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出することができる。

役員連絡費

第20条 本会役員に毎年度末、別項運用細則に定める活動連絡費を支払う。

本町公会堂の運営

第21条 公会堂施設は町内会保有の施設とし管理者は会長とする。

1. 施設は会議や行事、研修等の使用に供し合理的な運営を図る。
2. 施設管理人及び利用料や維持管理方法は別に定める。

備え付け帳簿及び書類

第22条 本会の事務所には会則、会員名簿、決定議案書、総会議事録、財産目録等、会の運営に重要な帳簿及び書類を備え付けておくものとする。

会則等の変更

第23条 本会が総会で議決した会則の変更及び、組織運営上の重要事項は岡山市長に連絡し、協議又は認可を受けるものとする。

会の解散

第24条 本会は、地方自治法第260条20の規定により解散する。総会の議決により解散するときは、在籍会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

解散時の財産処分

第25条 本会の解散時に所有する財産は、総会に於いて全会員の2分の1以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

その他諸規則

第26条 本会の必要な事項は会則の定める範囲内に於いて、総会の承認を経て細則を設けることができる。

- 附則
1. この会則は平成27年4月28日の地縁団体設立の認可を受けた日から施行する。
 2. 第18条の規定にかかわらず、設立初年度に於いては、会計年度は設立の日から始まる。この場合に於いて当該年度の事業計画及び予算は本会の設立を決定した総会で決議する。

浦安本町町内会 会則運用細則類

役員選考委員会 運用細則

1. 会則第5条2項に基づく役員選考運用細則は次の通りとする。
2. 役員に立候補する人、留任する人は2月10日までに会長に届け出ること
(会長は立候補者及び留任者を各地区役員候補選出会に連絡する)
3. 地区毎に役員候補選出会を開き、立候補者・留任者を含む4項定数の候補者を選出し役員選考会に提出する。
4. 役員選考委員会は各地区2名ずつの委員と幹事会から1名の委員で構成し、選考委員長を互選して協議する。

<役員選考方法・基準について>

役員選考委員会

役職名	定数	選考方法
会長・副会長	1 + 3	1) 4地区から1名ずつの候補者を選出 2) A地区候補者が会長になったら 3) B、C、D地区候補者は副会長になる
会計・監査	1 + 3	1) 4地区から1名ずつの候補者を選出 2) 会長指名を受けた人、又は互選推薦を受けた人が会計となる。 3) 残りの3名は監査になる
幹事	8 + 別枠1	1) 4地区から2名ずつの候補者を選出 2) 担当部は会長指名又は互選による 3) 別枠婦人部は婦人部長が担当する
地区長	1 × 4	1) 4地区から1名ずつ選出する

5. 選考委員会の結果は、新年度総会に答申し議案審議の後議決する。

役員の連絡費 運用細則

1. 会則第20条に基づく役員の連絡費は次の基準とする。

- 1) 会長・会計・地区長 10000円／1年
- 2) 副会長・監査 幹事 6000円／1年
- 3) 班長 3000円／1年

2. 任期の途中に交代したときは調整金額とする。

3. 支給は年度末に会計役員が担当する。

表彰規定 運用細則

1. 会則 第13条に定める表彰は、この細則に定める手続きによる。

2. 表彰の対象者並びに対象事由は、幹事会で審査する。

3. 表彰は「感謝状」と「表彰状」の二種類とする。

4. 表彰には記念品を付けて行なう事ができる。

5. 表彰は総会においてこれを行う。ただし必要な場合には随時行うことができる。

後日、総会に報告するものとする

公会堂 維持管理方法等

1. 会則第21条に定める公会堂の維持管理に次の担当者を置く。

- 1) 建物管理担当 1名 (土地・建物・備品・駐車場等の管理)
- 2) 使用窓口担当 1名 (公会堂利用・貸出の計画調整)
- 3) 会計担当 1名 (維持費・貸借費・経費等の管理)

2. 担当者が協力して月1回程度の掃除並びに、年1回程度の備品棚卸を行う。

3. 公会堂予算は町内会より受け入れ、年度替わりに会計報告を行う。

4. 公会堂の大型修理や備品導入に備えて、特別会計を設置し可能な範囲で積立金を備蓄する。

財 産 目 録

平成 年 月 日

区 分	所在数量等	金額(評価額)*	備 考
(資産の部)			
流動資産			
1 現金預金			
(1)現金			
現金手元有高			
当座預金			
(2) 銀行 支店			
(3)普通預金			
銀行 支店			
2 未収会費			
年度会費× 名			
固定資産			
1 土 地			
2 建 物			
3 構築物			
4 車両、運搬具			
5 什器備品、コピー機等			
6 電話加入権			
7 有価証券等			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
1 流動負債			
預かり金			
2 固定負債			
長期借入金			
銀行 支店			
負 債 合 計		B	
差し引き正味財産 (A - B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

*2 概ね20万円を超える購入物品は耐用年数を元に年度毎の減価償却額を記載する。

3 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。